

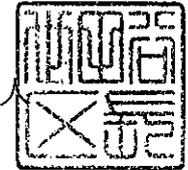
審議資料No. 1

諮問第994号

令和4年10月18日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会長 山田健太様

世田谷区長
保坂展人



世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

諮問事項

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う世田谷区の個人情報の取扱いに関する運用上の細則等について

諮問理由

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方については、本年7月に世田谷区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の答申として、新たな個人情報保護制度を構築するうえでの「世田谷区の3つの基本方針」など、貴重なご意見を取りまとめていただき深く感謝申し上げます。

区としては、答申の内容を踏まえ、本年9月に世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）の全部改正（素案）として取りまとめ、パブリックコメントを実施したところです。現在、区民から寄せられた意見に対する区の考え方を整理するとともに、改正条例（案）の取りまとめに向けて具体的な運用等の詳細な検討を行っているところです。

つきましては、令和5年4月1日の改正法及び改正条例の施行に向けて、区の個人情報の取扱いに関する運用上の細則等を制定する必要があることから、審議会の意見を聴くものです。

諮問第990号

令和4年8月19日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会長 山田 健太 様

世田谷区長
保坂 展



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「特別区民税業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(当初賦課業務委託で取り扱う委託内容の追加)

諮問第 990 号

「特別区民税業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(当初賦課業務委託で取り扱う委託内容の追加)

令和 4 年 10 月 25 日
財 務 部 課 税 課

1 委託の件名

当初賦課処理における補助的業務及び電話発信業務委託

2 委託の内容

現在、区では、特別区民税の当初賦課業務において、課税資料のデータパンチ入力作業や各種通知の封入封緘等、様々な業務を外部委託により実施している。

このたび、令和 4 年分から、これらに加え、委託先に区の S K Y 2 住民税システム(以下「住民税システム」という。)の照会機能に限定した権限を付与し、繁忙期における補助的業務及び電話発信業務を委託内容に追加することにより、当初賦課業務の迅速化及び円滑化を図る。住民税システムを照会して行う補助的業務の内容は以下のとおり。

- (1) 郵送等で提出された住民税申告書の住所・氏名・生年月日を確認し、補記する。
- (2) 他自治体から回送された課税資料を確認し、住所・氏名・生年月日を確認し、補記する。
- (3) 他自治体へ回送すべき課税資料を確認し、送付書類の準備を行う。
- (4) 課税資料の記載漏れ等を事業所等に架電照会し、補記を行う。

なお、上記業務における補記は、賦課決定に影響を及ぼさない簡易な内容のものとする。

3 諮問の趣旨

本件は、既存の当初賦課業務委託において、新たに補助的業務及び電話発信業務委託を行うため、世田谷区個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

- (1) 所得税の確定申告書関係資料の提出者、その被扶養者及び専従者
- (2) 給与支払報告書、年金支払報告書が提出された者及びその被扶養者
- (3) 給与支払報告書を提出した個人事業主
- (4) 寄附金控除特例通知書が提出された者
- (5) 特別区民税・都民税申告書の提出者、その被扶養者及び専従者

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

- ・区から委託先へ提供するもの
住民税システムに登録されている情報
- ・委託先が本人から収集するもの
特別区民税・都民税申告書、給与支払報告書等の課税資料に記載された情報、
対応内容
- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの
なし

(2) 件数(見込み)

- 補助的業務：約12,500件(年間)
- 電話発信業務：約5,000件(年間)

6 個人情報を取り扱う場所

財務部課税課事務室

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無

なし

8 委託先との個人情報の授受の方法

文書及び区の電子計算機による

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

なし(委託先事業者は、区の電子計算機のみを使用する。)

10 委託先の個人情報の保護管理体制

一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」及び国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)適合性評価制度」認証を取得しており、個人情報の取扱いを適切に行う体制を確立している。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持並びに再委託及び目的外使用等の禁止、セキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

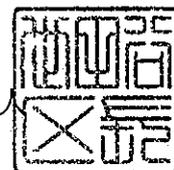
令和4年12月から継続して行う。

13 委託先（参考）
未定

諮問第995号
令和4年10月18日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会長 山田健太様

世田谷区長
保坂展人



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(保健医療福祉総合プラザにおける車椅子貸出し業務委託)

諮問第 9 9 5 号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(保健医療福祉総合プラザにおける車椅子貸出し業務委託)

令和 4 年 1 0 月 2 5 日
保健福祉政策部保健医療福祉推進課
障害福祉部障害施策推進課

1 委託の件名

保健医療福祉総合プラザにおける車椅子貸出し業務委託

2 委託の内容

区では、下肢又は体幹機能障害等により一時的に車椅子を必要とする区民に対して、その日常生活の利便を図るため、総合支所保健福祉センター保健福祉課及びまちづくりセンターにおいて車椅子の貸出しを行っている。

総合的な保健、医療及び福祉の拠点として、令和 2 年 4 月に開設した世田谷区立保健医療福祉総合プラザ(以下「総合プラザ」という。)においても、区民からの申し出に対応するため、希望する者に対する車椅子の貸出しを開始する。なお、貸出しの手続においては個人情報を明記した申請書を収受する必要があり、その手続を総合プラザの指定管理者に行わせることとする。

3 諮問の趣旨

本件は、総合プラザにおける車椅子貸出し業務を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例第 1 2 条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

総合プラザで車椅子の貸出しを希望する者

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

・区から委託先へ提供するもの

なし

・委託先が本人から収集するもの

氏名、住所、電話番号、年齢、身体障害者手帳の有無及び等級、車椅子の使用

目的

- ・区及び本人以外から委託先へ提供するものなし

(2) 件数

約30件(年間)

6 個人情報を取り扱う場所

総合プラザ

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無

なし

8 委託先との個人情報の授受の方法

文書による

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

あり

10 委託先の個人情報の保護管理体制

(1) 個人情報保護管理に関する社内規程が定められ、個人情報保護の管理体制が確立されている。

(2) 個人情報を含む文書は、施錠できる保管庫内で保管している。

(3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」を取得し、個人情報の取扱いを適正に行っている。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

令和4年11月から継続して行う。

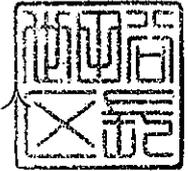
13 委託先(参考)

シダックス新大東ヒューマンサービス株式会社(総合プラザの指定管理者)

諮問第996号
令和4年10月18日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会長 山田健太様

世田谷区長
保坂展



世田谷区個人情報保護条例第18条第3号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「人権施策の推進業務」における外部の電子計算機との回線結合について
(電子メールを利用したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者あて情報発信)

諮問第996号

「人権施策の推進業務」における外部の電子計算機との回線結合について
(電子メールを利用したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者あて情報発信)

令和4年10月25日
生活文化政策部人権・男女共同参画課

1 回線結合する理由

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」とは、双方又は一方がLGBTQである宣誓者が、生活を共にしている、又は、共にすることを約したパートナー同士であること、パートナーに子や親がいる場合にはその方々を含めて家族であることを区長へ宣誓するものである。

この制度によるパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者(以下「宣誓者」という。)あてにLGBTQの方々に向けた取組事業の紹介、各種手続の勧奨等の情報を発信する場合は、誤送により、人権問題ともなるアウトティング()が生じないよう、個人情報の取扱いには、特に注意する必要がある。

宣誓後、住所変更があった場合は、変更申出書を提出することとなっているが、万が一届出がされていなかった場合、誤送のリスクがあることから、事前に住所を電話連絡により確認した上で文書を郵送する等、丁寧に事務を進める必要がある。

しかし、送付の都度、連絡を取ることは宣誓者にとって負担であるとともに、度々の確認に違和感を覚える方も多くいると考えられる。また、現在では200組以上が宣誓を行っており、情報を発信する都度、全宣誓者に事前確認することは多くの時間や経費を要し効率的ではない。

これらの状況に鑑み、宣誓者の心情へ配慮するとともに、宣誓者に対しより迅速かつ効率的に情報を届けリスクを回避する方法を検討した結果、メールを利用することが適切であると判断した。送信専用のメールアドレスを使用し、宣誓者あてに情報の発信を行う。

なお、メールの送信にあたっては、メール本文には個人を特定できる情報は記載せず、かつ、送信専用アドレスであることを明記する。

性や性自認に関する情報を、本人の許可なく第三者にいいふらすこと。

2 回線結合の相手方

宣誓者のうち、区からの電子メールによる情報発信に承諾した者

3 諮問の趣旨

本件は、区の電子計算機と宣誓者の電子計算機を回線結合するものであり、世田谷区個人情報保護条例第18条第3号の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

2のとおり

5 回線結合する個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

メールアドレス

(2) 件数

約80件/回

6 回線結合の方法

インターネット回線により、区に設置されている電子計算機と宣誓者の電子計算機を接続する。

7 相手方の個人情報の保護管理体制

区からの電子メールは個人情報を含まない情報発信のみに限定して利用すること、宣誓者からの個別の問い合わせには応じられないことを周知徹底し、宣誓者側から了承を得た場合のみ運用する。

8 区の個人情報の保護管理体制

(1) メールアドレスの管理

既に宣誓者から提供されているメールアドレスの電子データは、リスト化し、本業務を担当する職員のみ確認・編集できるものとする。また、宣誓時に新たに書面で提供されるメールアドレスは、誤転記がないよう、職員2名で確認のうえ電子データとしてリスト化する。

(2) 送信時の管理

職員2名で宣誓者のアドレスがBCCに設定されていることを確認の上、送信する。

9 回線結合の開始時期及び期間

令和4年11月から継続して行う。

諮問第997号
令和4年10月18日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会長 山田健太様

世田谷区長
保坂展人



世田谷区個人情報保護条例第1.2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(医療的ケア相談支援センター事業委託における個人情報の項目の追加)

諮問第 997号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
 (医療的ケア相談支援センター事業委託における個人情報の項目の追加)

令和4年10月25日
 障害福祉部障害保健福祉課

1 委託の件名

医療的ケア相談支援センター事業委託

2 委託の内容

区では、医療的ケア支援の充実に向けた取組みとして、令和3年8月から医療的ケア相談支援センター(以下「センター」という。)事業運営業務を外部委託により実施している。

センターでは、保護者等に対するワンストップでの相談対応や、病院を退院する際の在宅生活支援プランの作成、施設に対する技術支援のほか、医療的ケアを必要とする方や家族に向けたイベントを実施している。

現在、イベントの実施については、事前に保護者等から収集したメールアドレスを用いて案内をしているが、メールに加えて、メディカルケアステーション()による情報発信を行うため、委託先の取り扱う個人情報の項目を追加する。

多職種連携が可能な非公開型医療介護専用SNSとして、医療介護関係者や患者等が利用しているアプリケーション。別施設の多職種スタッフと患者ごとのトークルームを作成し、情報共有などに使用されている。

3 諮問の趣旨

本件は、センター事業委託において取り扱う個人情報の項目を追加するものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

センター利用者のうち、メディカルケアステーションによる情報受信を希望する者

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

- ・区から委託先へ提供するもの

新たな項目：なし

- ・委託先が本人から収集するもの

新たな項目：メディカルケアステーションのアカウント

- ・区及び本人以外から委託先へ提供するものなし
- (2) 件数(見込み)
120件程度(年間)
- 6 個人情報を取り扱う場所
委託先事業者の施設、事業実施場所
- 7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無
なし
- 8 委託先との個人情報の授受の方法
新たな項目については、委託先との個人情報の授受は行わない。
- 9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無
あり
- 10 委託先の個人情報の保護管理体制
 - (1) 個人情報保護管理に関する「個人情報の保護に関する規則」により要配慮個人情報が含まれたデータや書類等を厳重に管理する等の内部規程が定められ、個人情報保護の管理体制が確立されている。
 - (2) 個人情報を含む文書及び電磁的記録媒体は、施錠できる保管庫内で保管している。
 - (3) 個人情報を取り扱うパソコン等がネットワークに接続されている場合は、不正アクセス及びウイルスの侵入、拡散を防止するための措置を講じさせる。
- 11 委託の条件
個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。
- 12 委託の開始時期及び期間
令和4年11月から継続して行う。
- 13 委託先(参考)
社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会

諮問第998号
令和4年10月18日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会長 山田健太様

世田谷区長
保坂展人



世田谷区個人情報保護条例第16条第1項第4号及び第18条第3号の規定に基づき、
下記の事項について諮問します。

記

「軽自動車税業務」における外部提供及び外部の電子計算機との回線結合について
(L GWAN回線を利用した地方税共同機構とのデータ連携)

諮問第998号

「軽自動車税業務」における外部提供及び外部の電子計算機との回線結合について
(L G W A N回線を利用した地方税共同機構とのデータ連携)

令和4年10月25日
財務部納税課

《諮問の理由及び趣旨》

区は、現在、地方税共同機構()が提供し、納税者がインターネットを利用して地方税を電子的に納税することができる地方税共通納税システム(以下「共通納税システム」という。)による個人住民税(特別徴収)の納付に対応している。令和3年度の税制改正により、共通納税システムの対象税目が追加され、令和5年度から軽自動車税(種別割)についても対応する必要が生じた。

区は、納付書の情報を特定するキー情報(以下「e L 番号」という。)に対応する納付書情報を地方税共同機構が管理する共通納税インターフェースシステム上に予めアップロードしておき、アップロードした納付書情報と、納付書に印字されているe L 番号との突合結果に基づき、納税者は納付を行うことができる。

軽自動車税(種別割)の電子納税に対応することで、マルチペイメントネットワークを介した納付や新たなスマートフォン決済アプリによる納付が可能となり、納付方法の選択肢を広げることで区民の利便性の向上を図る。

なお、軽自動車税(種別割)の納付開始は令和5年度であるが、令和4年度中に地方税共同機構との団体連動試験を行う必要があることから、諮問するものである。

地方税法を根拠に、地方団体が共同して運営する組織で、地方団体の地方税に関する事務の合理化並びに納税義務者及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与することを目的としている。

第1 個人情報の外部提供について

1 外部提供の相手方
地方税共同機構

2 諮問の趣旨

本件は、軽自動車税(種別割)の共通納税システムを通じた納付の開始に伴い、納付書に記載される納付書情報を外部提供するものであり、世田谷区個人情報保護条例(以

下「条例」という。)第16条第1項第4号の規定に基づき諮問する。

3 外部提供の対象となる個人の範囲

軽自動車税(種別割)の納税義務者

4 外部提供する個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

【納付書情報】

e L 番号、賦課年度、課税年度、期別、納期限、納付税額

(2) 件数

約100,000件(当初発付、督促及び催告分を含む。)

5 外部提供の方法

回線結合(LGWAN回線)による

6 外部提供先の個人情報の保護管理体制

地方税法施行規則の委任を受けて規定される、「地方税法施行規則第24条の42第3項に規定する特定徴収金及び特定徴収金に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準」を定め、個人情報の適切な保護と利用に努めている。

7 外部提供の開始時期及び期間

令和5年1月から継続して行う。

第2 外部の電子計算機との回線結合について

1 回線結合する理由

共通納税システムによる軽自動車税(種別割)の納付に対応するにあたり、区はe L 番号に対応する納付書情報を地方税共同機構に連携する必要があることから、地方税共同機構と回線結合を行う。

2 回線結合の相手方

第1の1のとおり

3 諮問の趣旨

本件は、区の電子計算機と地方税共同機構の電子計算機を回線結合するものであり、条例第18条第3号の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

第1の3のとおり

5 回線結合する個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

第1の4(1)のとおり

(2) 件数

第1の4(2)のとおり

6 回線結合の方法

区に設置された電子計算機からL G W A N回線を通じて、地方税共同機構の電子計算機に接続する。

7 相手方の個人情報の保護管理体制

第1の6のとおり

8 区の個人情報の保護管理体制

区の情報セキュリティ対策基準及び納税課の情報セキュリティ実施手順書を遵守する。

9 回線結合の開始時期及び期間

第1の7のとおり

10 その他

第2(回線結合)は、諮問第894号にて包括的に審議いただき、以後は報告案件となった、「L G W A N回線を利用したL G W A N - A S P事業者との回線結合」に関するものである。これに伴い、本件も報告事項になるものの、本事業の一連の流れの中で不可欠な部分であるため、第1(外部提供)とともに諮問するものである。